

第5回 矢部川学識者懇談会 議事概要

日時 : 令和3年10月26日(火) 15:00~17:00
場所 : 国土交通省筑後川河川事務所会議室
出席 : (委員)小松委員長、猪上委員、林委員、加藤委員、駄田井委員、
福永委員、矢野委員、半田委員(欠席)
(事務局)国土交通省吉田筑後川河川事務所長 他

I. 次第

1. 開会
2. 挨拶 筑後川河川事務所 事務所長
3. 議事
4. 閉会

II. 主な意見等

【◎は委員の意見、○は事務局の発言】

議事1) 矢部川水系河川整備計画の点検について【資料—1】

(主な意見)

- ◎環境について、何か整備されるのか。また防災ステーションの整備内容は何か。
- 環境について具体的な整備メニューを記載しているわけではなく、河川整備(治水対策)にあわせて配慮していくものと位置付けています。
2点目防災ステーションは、現地対応の拠点の整備という位置付けです。水防団の拠点や災害復旧の拠点、資材置き場としてなど、災害がおこったときに現地に集まる拠点になる場所の整備です。
- ◎現在の堤防整備率78%で流せる流量を教えてください。また整備後は3,300m³/sが流せる河道が完成するが、その先、今後想定される流量を流域治水でカバーしようとしているのか、わかっている範囲で教えてください。
- 現状の堤防整備率について、下流から順次整備を進めているところですが、整備にあわせてネック箇所が変化しますので、持ち合わせてはございません。流域治水についても、まだ数字は持ち合わせてないところでは。
- ◎P23氾濫域も含めてというのが重要。氾濫域は元々浸水しやすいところだが、今後の流域治水対策をどう考えているか。
- 流域対策は、土地利用規制など氾濫を前提とした地域も整備対象で、一体として対策していく考えです。
- ◎流域治水の流域の概念は、どのようにとらえられているのか。
- 流域は分水嶺で囲まれたエリアというのが一般的な概念。氾濫域、特に低平地では分水嶺を乗り越えて氾濫が広がることもある。よって、川が影響する範囲は検討していくこともあるし、利水ダムの検討も含まれるので、流域が異なっても水を融通しあう関係にあれば検討対象となり得ると思います。
- ◎矢部川は高い所をながれているため、矢部川で完結する問題ではないと思います。広域な検討が必要ではないかと思う。
- 非常に重要な指摘だと思います。

議事2)矢部川直轄河川改修事業の事業評価【資料—2】

(主な意見)

- ◎人口の変化は5年間だけのデータで横ばいは早計だと思う。長期的な変化もみる必要があるのでは。
また、電力停止等の判断材料を教えてください。
- 家屋内のコンセントの平均的な高さやガスメータの平均的な高さを、影響を受ける判定高さとしており、浸水エリアの浸水深で判断しています。
- ◎受ける側の問題ということ。供給元の問題はないのか。
変電所が浸水するか供給元が被災すると大きな影響を受けるのでは。
- ご指摘の問題も当然あるかと思いますが、試行扱いで社会の影響を見える化しようということをやっています。また、流域人口の変化については、事業評価の範囲内5年間の変化でみており長期的には見ていないというところがございます。
- ◎ライフラインの停止による波及被害の算出は重要である。引き続き、供給側施設の浸水による影響の考慮など可能な限り努力頂きたい。
- ◎方針規模の整備効果について同じようにみえるが、整備計画規模を超えると、効果が出ないという事か。
- マニュアル上、想定規模以上の洪水は破堤させてしまうので効果が見えなくなります。実現象と異なる点をご理解いただければと思います。
- ◎整備計画規模は劇的に効果があるが、少しでも規模が大きくなると破堤を想定しているので、こいうものだと捉えた方がよい。
- ◎審議結果は、対応方針(原案)のとおりとする。

以上